

支援業務の実施に関する計画

【一 組織、人員および運営に関する事項】

①組織体制

一般社団法人 YOLO・FUKUI においては、障害福祉サービス事業を基盤とし、居住支援に係る業務を一体的に実施する体制を整備する。居住支援に関する業務は、統括は障害福祉居宅介護サービス事業管理者 北山知春とし、生活支援の実務を担う職員が兼務し、日常的な支援の中で得られる情報を活用しながら実施する。

②人員配置

居住支援担当者（3 名（兼務））を配置し、相談対応、情報共有、関係機関との調整を担う。障害福祉サービス従事者としての経験を有する職員が対応し、要配慮者の生活状況や特性を踏まえた支援を行う。

担当職員の資格等：社会福祉士、介護福祉士、看護師、作業療法士

③業務実施体制

- ・主な業務区域：福井市
- ・主な要配慮者の範囲：障がい者
- ・相談受付窓口：福井市大宮 2 丁目 3-25（土・日・祝日を除く午前 9 時から午後 6 時）
- ・相談受付方法：電話、メール、対面 等
- ・担当者の支援業務以外の業務：支援業務以外に障害福祉に関する業務を行っているが支援業務が完了した後に行う業務であるため支障をきたすものではない。
- ・関係機関（福井県居住支援ネットワーク協議会、行政、相談支援専門員、医療機関、不動産業者等）との連携により実施。
- ・個人情報の取り扱いについては、当法人に勤務する社員には個人情報の取扱いに関する誓約をさせ、適切に管理し、本人の同意に基づき共有する。
- ・その他、国の基本方針および福井県賃貸住宅供給促進計画に照らして適切に業務を行う。

【二 支援業務の概要および実施の方法に関する事項】

（住宅確保要配慮者からの対価を得て行う場合においては、当該業務の内容、対価および提供の条件に関する事項を含む）

①入居相談

要配慮者の生活状況、課題、希望条件等を把握し、関係機関と情報共有を行いながら支援方針を検討する。

②物件選定・調整

本人の状況に応じた物件の検討を行い、不動産事業者および物件所有者との調整を実施する。

【二 支援業務の概要および実施の方法に関する事項】

(つづき)

③内見支援

必要に応じて内見同行を行い、生活イメージの形成支援および不安の軽減を図る。

④入居申込支援

申込手続きの補助、必要書類の整理、保証会社利用等に関する調整支援を行う。

⑤賃貸借契約支援

契約内容の説明補助、重要事項の理解支援、初期費用等に関する助言を行う。

⑥入居時支援

入居までのスケジュール調整、鍵の受け渡し支援、生活開始に向けた環境調整を行う。

※①～⑥…支援コーディネート料として 11,000 円

⑦入居後支援（見守り等）

- ・ 公的福祉サービスの提供
- ・ 定期的な安否確認
- ・ 生活課題への対応および関係機関との連携
- ・ 緊急時対応体制の確保

【三 地方公共団体との連携、他の居住支援の関係者（民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者、福祉に関する活動を行う者）との連携に関する事項】

①地方公共団体との連携

福井県および各市町と連携し、住宅確保要配慮者の把握および支援調整を行う。必要に応じて情報共有を行い、円滑な入居支援を図る。

②福祉関係機関との連携

相談支援専門員、障がい福祉サービス事業所、医療機関と連携し、利用者の生活状況を踏まえた支援を行う。

③不動産関係者との連携

地域の不動産事業者および物件所有者と連携し、入居に関する理解促進および受入体制の構築を図る。

④居住支援協議会・ネットワークとの連携

居住支援協議会、福井市居住支援法人ネットワーク協議会に参画し、情報交換および支援体制の強化を図る。

⑤その他関係機関との連携

必要に応じて、地域包括支援センター、生活困窮者自立支援機関等と連携し、包括的な支援を実施する。また、必要に応じて緊急対応体制を構築する。

【四 支援業務に係る人材の確保および資質の向上に関する事項】

1、人材確保について

①内部人材の育成

法人内において、居住支援に関する知識・理解を深めるための研修や事例共有を実施し、担当者以外の職員も対応可能な体制を整備する。

②組織内連携の強化

支援内容の共有および報告体制を整備し、属人化を防ぎながら継続的に対応できる体制づくりを行う。

2、資質の向上について

①マニュアル整備

居住支援に関する基本的な対応手順や留意事項を整理し、職員間で共有する。

②支援力の向上

障がい特性や生活課題に応じた支援方法について検討を行い、実践的な対応力の向上を図る。

③困難事例への対応力強化

入居が困難なケースについて、関係機関と協議しながら対応方法を検討し、支援の幅を広げる。

④研修、外部連携

居住支援および障害福祉に関する研修への参加、関係団体との情報交換を通じて知見の向上を図る。

⑤情報交換と倫理意義の徹底

支援にあたっては以下の点を留意する。

- a. 個人情報適切な管理および守秘義務の遵守
- b. 不動産事業者・物件所有者への適切なタイミングと内容の整理
- c. 入居支援の趣旨や必要性についての丁寧な説明

備考) 記載欄が足りない場合は、本様式に準じて追加・作成すること

法第 61 項第 1 項の規定による変更の認可申請の場合は、新たに行う業務に係るものに限る

様式第2号 別紙（要綱第3条、第5条関係）

支援業務の対象とする住宅確保要配慮者の範囲

	住宅確保要配慮者	支援業務の対象とする者の範囲
法令において定められた者	<input type="checkbox"/> 低額所得者	
	<input type="checkbox"/> 被災者（災害から3年以内）	
	<input type="checkbox"/> 高齢者	高齢者の年齢（ ）歳以上
	<input checked="" type="checkbox"/> 身体障害者	
	<input checked="" type="checkbox"/> 知的障害者	
	<input checked="" type="checkbox"/> 精神障害者 （発達障害者を含む。）	
	<input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の障害者	
	<input type="checkbox"/> 子育てをする者 （ひとり親を除く）	最年長の子供の年齢（ ）歳以下 最年少の子供の年齢（ ）歳以上
	<input type="checkbox"/> 子育てをする者（ひとり親）	最年長の子供の年齢（ ）歳以下 最年少の子供の年齢（ ）歳以上
	<input type="checkbox"/> 外国人	
	<input type="checkbox"/> 中国残留邦人等	
	<input type="checkbox"/> 児童虐待を受けた者	
	<input type="checkbox"/> ハンセン病療養所入所者等	
	<input type="checkbox"/> DV 被害者	
	<input type="checkbox"/> 帰国被害者等	
	<input type="checkbox"/> 犯罪被害者等	
	<input type="checkbox"/> 保護観察対象者	
	<input type="checkbox"/> 刑の執行等のための矯正施設 に収容されていたもの	
	<input type="checkbox"/> 困難な問題を抱える女性	
	<input type="checkbox"/> 生活困窮者	
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が指定する 災害の被災者		
都道府県または 市区町村の 供給促進計画 において 定められた者	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	